

令和5年度看護職員実務者研修 受講に伴う諸条件

一般社団法人 大阪府病院協会

【研修条件】

研修生は、国立循環器病研究センター内において外来者研修の身分を証するため、別に配布する氏名を明記した胸章を付けること。

【服務規律等】

研修生は、次に定める国立循環器病研究センターの服務規律を遵守し、かつセンター理事長の命令に基づき行動すること。

- (1) 研修指導者の指示に従って研修を受けること。
- (2) 国立循環器病研究センターの業務に支障を来し、または信用を傷つけ不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 研修上で知り得た患者等に係る業務上の秘密、および国立循環器病研究センターの公務上の秘密を他に漏らさないこと。またこのことは研修修了後においても同様とする。

【疾病等の対応】

研修生は、研修期間中（研修前の期間を含む）は、健康管理に留意すること。
なお、発熱、咳、下痢、発疹等の症状及び疑いがある場合は直ちに国立循環器病研究センターの研修指導者（研修期間の前については研修事務担当者）に連絡を取り、助言に従って研修を自粛する等の対応を取ること。

【研修の停止および許可の取消し】

研修生が前項の規定に違反し、または研修生としてふさわしくない行為があった場合、またはウイルス感染症等で他の職員等に感染させるおそれのある場合は、センター理事長は当該研修を停止させ、または許可を取り消すことができる。

【弁済義務】

研修生は、本人の故意または重大な過失により国立循環器病研究センターに損害を与えた場合は、その弁済の責を負わなければならない。

※以上について確認しました。（自署） 令和5年 月 日

責任者氏名 _____ (印)

本人氏名 _____ (印)